

グリストラップの設置と使い方

1 グリストラップの設置義務について

グリストラップとは、排水中の油分を分離・貯留して排水管・下水道管に流さないようにする装置で、油脂類を多量に含んだ水が排出される施設には、グリストラップの設置が義務付けられています。

2 グリストラップの清掃について

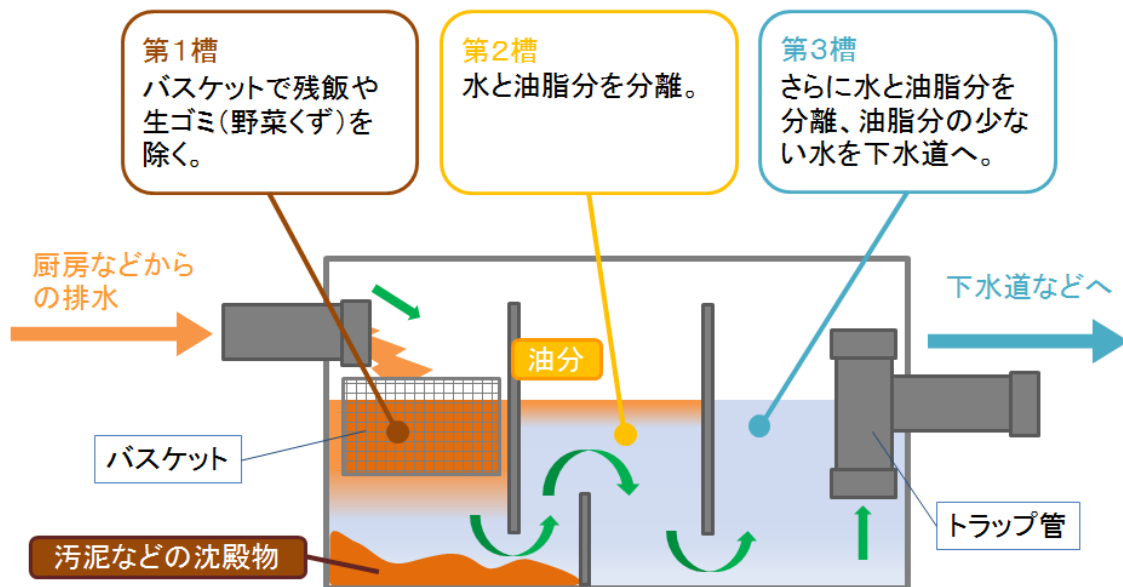
グリストラップは定期的な清掃が必要です。

下水道管に流れ出た油脂分は管内で冷えて固まります。グリストラップの清掃を怠ると、排水管が詰まって汚水が逆流し室内に噴き出したりします。また、悪臭やゴキブリなど害虫の発生場所になってしまいます。

グリストラップ清掃の内容と作業頻度の目安は次のとおりです。

①	バスケット内にたまったゴミの回収と清掃	毎日1回
②	槽内浮上油脂分の回収と清掃	1週間に1回以上
③	槽内全体の汚泥の引き抜き	1ヶ月に1回以上
④	流し、流出口の清掃	2～3ヶ月に1回以上

※注意：最終槽内に油脂分が見えたときは浮上油脂分をすべて回収しましょう。



市では、定期的に市内の下水道管内の清掃などを行い適切な維持管理に努めています。しかし、近年下水道管に油脂が付着し、管内を詰まらせるという閉塞事故が増えてきています。油脂を多く含む排水をそのまま下水道へ流すと、下水道管の中で油脂が冷えて固まり、下水道管の閉塞による溢水や悪臭の発生原因になります。

このような事故が発生すると、周辺に住む方々のトイレや風呂の使用ができなくなります。また、閉塞事故の復旧作業に伴う清掃作業は市で行っておりますが、多額の費用を要しています。下水道施設の機能を保全し快適な生活環境を維持するため、油脂を下水道管に流さないようにお願いします。

下水道管に付着した油脂類の流出元が特定された場合、原因者負担となる場合がありますので十分にご注意ください。